

令和3年3月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年3月19日(金) 午前9時00分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	富木田 好正	2番	山下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番	三野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番	木下 得代
7番	山本 茂	8番	大原 眞路(会長職務代理)
		10番	宮本 賢一
11番	吉田 宏明	12番	喜田 清己
13番	吉田 昌治	14番	川田 一博
15番	原 武信	16番	竹内 博文
17番	三木 洋一	18番	石井 淑雄

#### 欠席委員

9番 中村 康男(会長)

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川 英樹
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	993 1,217	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	2件	田 畑	628	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	7件	田 畑	4,772	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	120	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	1件	田 畑	421	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	22件	田 畑	25,901 11,795	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第7号議案	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請	2件	田	774	m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	1件	田		
報告第1号	合意解約	8件	田 畑	13,198 1,614	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>

## 令和3年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より3月の定例会を開催いたします。

まず、議案の訂正がございます。4ページの2番、備考欄の農地種別が第2種農地となっておりますが、第3種農地に訂正してください。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計39件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、中村会長からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1番 富木田委員さんと17番 三木委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、今月の現地調査につきましては、10番 宮本委員さん、11番 吉田委員さん、と私で、3月18日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 951㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はブロッコリーで、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 785㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 432㎡ 外1筆 計474㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はみかんで、自家消費を目的としています。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件のうち、2番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくこととなります。

それでは、2番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、1番、3番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1番、・・・、面積246㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 昭和48年ごろから納屋を建築し宅地として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積223㎡外1筆 合計382㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張

申請理由 当申請地に昭和52年ごろから納屋と車庫を造成し宅地として利用していました。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき

る。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」7件を議題に供しますが6番、7番については、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」と関連しておりますので、1番から5番までと6番、7番を分けて審議を進めます。

それでは、1番から5番までを議題に供します。

なお、第3号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、10番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 332 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分家住宅

申請理由 借り人は、現在アパートに居住しています。子供の成長に伴い手狭となってきたので住宅建築を計画したところ、申請地は、両親の住まいから近く、便利であると考えたことから、祖父が所有する申請地で今回の計画にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番についてご説明いたします。

1番につきましては、先ほどの宮本委員さんのご説明どおりです。

2番、・・・、面積 465㎡ 外4筆 合計1,705㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおり、分譲住宅用地を検討していたところ、小学校やスーパーから近く生活の利便性も良い申請地は、今後も需要が見込めると判断し、本申請の7区画を販売できると考えたため。

農地の区分 水道およびガス管が埋設されている道路の沿道区域で、おおむね500m以内に2以上の教育施設が存在する、第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

3番、・・・、面積 366㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 譲受人は、現在小豆島で勤務している。勤務先が、坂出市に転勤となる時期に合わせて住宅の建築を計画。申請地は、住環境が良く所有者との交渉もまとまったことから、申請に至った。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 785㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場

申請理由 譲受人は、建物の解体や土木事業を行っている。現在の仕事が増えているこの付近で資材置場を確保することにより、効率的な事業がおこなえると計画して申請に至った。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 240㎡ 外1筆 合計282㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地拡張

申請理由 将来の生活を考慮して、娘家族と同居も可能な土地を探していたところ、生活の利便性などが最適な申請地が競売にかけられていることを知り、農地法第5条の規定による競売買受適格証明を受け入札した結果、落札したので正式に5

条転用許可申請を行った案件です。

農地の区分 都市計画により、用途が第一種低層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除計画書と確約書及び土地改良区意見書が提出されており、周辺農地への影響は少ないものと思われまますので、利用計画についても適切であると考えられます。

その他 令和3年2月定例会第7号議案「農地法第5条の規定による競売買受適格証明願」1番に該当します。なお、今回の5条申請がその証明願の申請内容と同じであることを確認しましたので、事務処理の迅速化を図るため会長専決にて県へ進達しております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」1番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」

1番から5番につきまして原案どおり承認することとします。

なお、5番は競落人による5条申請が「競売買受適格証明願」の申請内容と同じことを、事務局が確認して県へ進達しておりますので、1番から4番につきまして、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、6番、7番および、関連する第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」を合わせて議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番、7番および、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」についてご説明いたします。

(7号議案1番)

第7号議案 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更から説明します。議案書の11ページをご覧ください。

なお、「承継を伴う事業計画変更」とは、許可目的達成が困難と認められるときであって、当該転用事業者に代わって許可に係る土地について転用を希望する者があるときの申請です。

1番について説明します。3号議案6番に関連しています。

面積 131 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

転用目的 車両置場

申請理由 承継前の当初の許可を受けた転用事業者は、調剤薬局1棟を建設するという転用事業計画で農地転用5条許可を受けました。しかし、周辺環境の変化等により事業は実施されず、今後も計画を遂行できなくなったため、承継者に譲り渡すこと

としました。

承継後の転用事業者は、本申請地に第3号議案6番のとおり、車両置場への転用予定である。

(7号議案2番)

3号議案7番に関連しています。

面積 158 m<sup>2</sup> 外1筆 計643 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

転用目的 貸資材置場、車両置場

申請理由 承継前の当初の許可を受けた転用事業者は、作業場建物兼倉庫1棟を建設するという転用事業計画で農地転用5条許可を受けました。しかし、その後の経済情勢の変化や合併等もあり事業は実施されず、今後も計画を実施できないため承継者に譲り渡すこととしました。

承継後の転用事業者は、本申請地に第3号議案7番のとおり、貸資材置場、車両置場への転用予定である。

(3号議案6番)

議案書の5ページをご覧ください。

6番について説明します。第7号議案1番に関連しています。

面積 131 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 車両置場

申請理由 譲受人は、自動車販売および修理業を行っている。申請地は事業所に隣接しており既存施設との一体利用ができるため、効率的な事業が行えると計画して申請に至った。

農地の区分 都市計画により、用途が近隣商業地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

(3号議案7番) 第7号議案2番に関連しています。

面積 158 m<sup>2</sup>外2筆 計1,171 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

なお、承継を伴う申請地は1176番1と1177番であり、1178番は新規の申請になります。

無断転用の有無 なし

転用目的 貸資材置場、車両置場

申請理由 譲受人は現在、建物の解体や土木事業を行っている会社の役員をしている。会社の資材置場等のスペースが不足しており、その用地を会社の近隣で探していたところ、本申請地の話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり自身が役員をしている会社へ貸し付けるため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番、7番および、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」2件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員

5条の7番の案件ですが、計画変更では2筆ですが、5条では3筆です。1178番の農地も、所有者が取得していたものですか。

事務局長補佐

1178番の農地は、3条許可で所有者が取得していたものです。

会長職務代理

他に何かありませんか。

各委員

(委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」6番、7番および、第7号議案「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請」2件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、11番 吉田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

吉田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。  
1番、・・・、面積120㎡ 【議案読み上げ】

申請理由 平成18年頃より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま吉田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

第4号議案「非農地証明願」についてご説明いたします。

1番につきましては、先ほどの吉田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員 地目は田から何になるのですか。

事務局次長 地目は公衆用道路になると思われます。

猪熊委員 道であれば、所有はどうなるのですか。

事務局次長 道の所有は個人のもののみです。

三木委員 道の幅と長さはどのくらいですか。

宮本委員 幅は4 m弱で、長さは30mぐらいです。もともとあった農道を拡幅したものです。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続きまして、第5号議案 「農地改良に係る届出」 1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 それでは第5号議案 農地改良に係る届出についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積174㎡ 外1筆 合計421㎡ 【議案読み上げ】  
届出内容 切土 最大 5.1m 盛土 最大 1.8m  
申請地は、府中湖に架かる府中湖大橋から南東へ約600mに位置しています。過去にキウイ等果樹栽培を行っていたが、近年は休耕状態になっており、再度耕作を図るうえで、労力軽減のために切り下げを計画しました。  
周辺農地への影響は、土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第5号議案 「農地改良に係る届出」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」22件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。



- 1 番、・・・、面積 1,135 m<sup>2</sup>外 1 筆 計 1,614 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 耕作不便  
備考 利用権 使用貸借権の解消
- 2 番、・・・、面積 337 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,217 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 耕作不便  
備考 利用権 使用貸借権の解消
- 3 番、・・・、面積 1,595 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,836 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 耕作目的  
備考 利用権 使用貸借権の解消
- 4 番、・・・、面積 978 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 売買目的  
備考 利用権 賃借権の解消
- 5 番、・・・、面積 512 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,123 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 耕作目的  
備考 利用権 賃借権の解消
- 6 番、・・・、面積 1,828 m<sup>2</sup>外 2 筆 計 5,192 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 借人変更  
備考 利用権 使用貸借権の解消
- 7 番、・・・、面積 1,746 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】  
解約理由 転用目的  
本件は第 3 号議案 1 番と関連しています。  
備考 利用権 期間賃借権の解消
- 8 番、・・・、面積 300 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,106 m<sup>2</sup>  
解約理由 耕作不便  
備考 利用権 使用貸借権の解消  
以上、合意解約の説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」  
8 件について、なにかご質問はありませんか。

梶野委員 耕作不便という解約理由が 3 件ありますが、どのように耕作不便なのですか。

事務局書記 1 番と 2 番は、山の斜面でして、借受人が 80 歳を超え、耕作していた夫がお亡くなりになり、お一人では耕作が難しいと聞いております。  
8 番は道が狭く、大型の農機具が入るのが難しいところです。

梶野委員                    道が狭くて入れないような農地は、隣接の耕作者と一緒に借りてくれたらいいと思います。林田にもこういう農地がたくさんあります。

山下委員                    解約理由が売買以外の合意解約については、その後、農地機構に紹介はしているのですか。後の借り手を探してほしい。

事務局長                    農地機構の条件に合いそうであれば、農地機構に依頼しています。今後も農地機構と連携は取りたいと思います。

会長職務代理              他に何かありませんか。

各委員                      (委員による確認)  
【なし】の声あり

会長職務代理              特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」8件を受理し、処理してまいります。  
その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長                    (事務局からの連絡事項等)

会長職務代理              それでは、これをもちまして 3月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了